

商品券特別給付担当

**商品券特別給付事業に係る申請期限の延長について**

商品券特別給付事業は、令和2年度内に申請の受付を終了する予定でしたが、現下の新型コロナウイルス感染症のまん延の状況を鑑み、対象世帯の十分な申請の機会を確保し、多くの対象世帯に区内共通商品券を給付するため、本事業の申請期限を、給付作業等を踏まえて最大限延長が可能な日程である同年6月30日に延長します。

**1 申請期限の延長**

(現行) 令和3年1月18日(月)から同年3月17日(水)まで  
(見直し後) 令和3年1月18日(月)から同年6月30日(水)まで

※ 区内共通商品券の有効期限は、令和3年7月31日(土)です。

**2 更なる事業周知の徹底**

多くの対象世帯に区内共通商品券を給付するため、補正予算の議決後、速やかに未申請の対象世帯に対し、申請期限の延長及び申請の勧奨を通知するとともに、広報みなとや区ホームページへの掲載、区設掲示板へのポスター掲出等により更なる事業周知を徹底します。

**3 今後の予定**

令和3年2月 第1回港区議会定例会(補正予算)  
令和3年3月21日 広報みなと(申請期限延長のお知らせ)  
6月30日 申請受付終了  
7月31日 商品券有効期限終了